

令和8年度座談会等開催委託業務仕様書（案）

1 業務名

令和8年度座談会等開催委託業務

2 委託業務の目的

高知県の森林環境税（以下「税」という。）は課税期間を5年間としており、現在の第5期の課税期間は令和9年度に終了する。そのため、令和10年度以降の税のあり方を検討するに当たって県民等の意見を聴くため、県内各地域で座談会を開催するほか、税を負担している県内に事業所のある法人に対して、税のあり方や望まれる使途等について調査するアンケートを実施する。また、新聞やデジタル広告等を活用した税の取組を周知する広報を通じて、税の認知度向上と税の趣旨である「県民みんなで森を守っていく」という県民の意識の向上を図る。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月28日まで

4 業務内容

(1) 座談会の企画・運営

① 概要

税の概要について参加者に説明し、税のあり方や望まれる使途、税の活用事業並びに県民参加による森林環境保全等に対する参加者からの意見や提案を広く集めるための座談会を企画・運営する。

税や税を活用した取組については、以下のホームページを参考にする。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/ken-kankyousei/>

② 開催地域、回数

以下の地域ごとに各1回、計6回開催する。

- ・安芸地域（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）
- ・中央東地域（高知市、南国市、香南市、香美市）
- ・嶺北地域（本山町、大豊町、土佐町、大川村）
- ・中央西地域（土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村）
- ・須崎地域（須崎市、中土佐町、四万十町、津野町、梶原町）
- ・幡多地域（四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村）

③ 参加者・目標参加者数等

- ・参加者は、広報による一般公募及び関係団体等への参加依頼により招集する。
- ・関係団体等は、地域の森林保全ボランティア団体、森林組合、林業事業体、地域おこしのキーマン等（地域おこし協力隊など）、学校関係者、市町村職員等を想定しており、県と協力して各団体へ参加を依頼すること。
- ・目標参加者数は、1回あたり30名以上（県職員、受託者等のスタッフ、市町村職員を除く）とする。
- ・参加依頼の詳細については、県と協議のうえ決定する。

④ 運営の概略

- ・運営の概略については、以下を基本とする。

第1部	税及び国の森林環境譲与税についての説明と質疑 ・両税の概要や活用事業、これまでの成果などの紹介 ・説明は県及び市町村が行う（市町村は国の森林環境譲与税の使途について説明する）
第2部	税活用事業団体等の地域の代表による事例発表 ・1地域あたり2事例を基本とする ・事例発表者については県が選定する
第3部	参加者間による意見交換・発表 ・意見交換は、税の使途（分野）ごとにグループ分けを行い実施する ・意見交換のテーマは、「税を活用して充実すべき事業」や「施策を通じて実現したい将来像」などを基本とする ・意見交換で出た意見は各グループの代表が発表し参加者に共有する

- ・総合司会及び意見交換のファシリテーターを配置すること。
- ・総合司会、ファシリテーター、事例発表者の報償費・旅費（交通費）等については、委託料の中で受託者が支払うものとする。
- ・会場の雰囲気づくりや具体的な意見交換の手法など、参加者からの意見をできるだけ多く引き出せる方法を提案し実施すること。
- ・会場設営は、受託者が行う。
- ・開催会場については、提案をもとに受託者と県とで調整のうえ決定する。会場は原則として公共施設とするが、適当な会場が選定できない場合には、有料の民間施設を選定する。その場合、費用は委託料の中で受託者が支払うこと。なお、県が費用を支払うことで費用負担が小さくなるなど合理的な理由がある場合には、委託料から同額を減ずることをもって県が費用を負担する場合がある。
- ・設営や運営方法の詳細は、別途協議のうえ決定する。

⑤ 開催日時及び時間

- ・原則として9月～11月の土・日曜日に開催することとし、受託者と県とで調整のうえ決定する。
- ・1回あたりの開催時間は2時間半程度とする。

⑥ 申込用WEBサイトの作成

- ・税の広報と、座談会への参加申込を受け付けるための専用WEBサイト（ランディングページ）を構築すること。
- ・ランディングページのコンテンツとして、税の概要・使途、座談会の開催目的、日時、会場、プログラム等を掲載する。
- ・参加者情報（団体名、氏名、連絡先、希望会場等）の入力フォームを備える。
- ・個人情報の取り扱いに配慮した設計（プライバシーポリシーの掲示等）を行い、スマートフォン及びPCのいずれからも支障なく閲覧・操作・申込みができる構成とする。

⑦ 実施運営マニュアルの作成

- ・本番当日の10日前までに実施運営マニュアルを作成し、県に提出すること。

⑧ アンケートの実施

- ・参加者に税に関するアンケート調査を実施し、とりまとめ集計及び分析を行うこと。

- ・アンケートの内容は県が決定する。

⑨ 広報

(ア) チラシ

参加者募集のため、座談会の開催前に、チラシを作成し配布すること。部数、配布先は提案をもとに別途協議のうえ決定する。

(イ) デジタル広告

座談会の開催前1月間、デジタル広告を配信すること。実施する広告の内容と媒体については、提案をもとに別途協議のうえ決定する。

⑩ 参加者を確保するための取組

- ・座談会の参加者に、ノベルティグッズ（240個程度を想定）を配布すること。
- ・ノベルティは県産木材を使用した県内製品のものとし、税の名称やロゴマークの刻印などにより税のPRを図ること。
- ・参加者の参加の動機付けに繋げるため、チラシやデジタル広告にノベルティ配布などの情報を掲載すること。

(2) 法人アンケート調査の実施

① 概要

税のあり方や望まれる用途等について、県内法人から意見を聴くためのアンケート調査を実施すること。アンケート用紙の印刷費、封筒代、郵送料、Webアンケート対応等、業務遂行に必要な一切の経費は委託料に含めるものとする。

② 調査票等の作成

以下のとおり、それぞれ2,000部作成すること。

(ア) 調査票

県が用意する内容に沿って、A4版、両面1色刷りで作成する。ページ数は6ページ程度を想定している。

(イ) アンケート趣旨説明用紙

県が用意する内容に沿って、A4版、両面1色刷りで作成する。ページ数は2ページ程度を想定している。

(ウ) 発送用封筒

封筒下段に「高知県林業振興・環境部林業環境政策課」の名称、所在地、連絡先及び「高知県森林環境税法人アンケート調査票在中」を印刷する。封筒のサイズは角型2号とする。

(エ) 返送用封筒

返送先は受託者宛てで、受託者での「料金受取人払」とし、「高知県森林環境税法人アンケート調査票在中」と印刷する。封筒のサイズは長形3号とする。

③ 調査票等の発送

②の(ア)、(イ)、(エ)の書類を(ウ)に同封し、調査対象の県内法人へ7月下旬に発送すること。なお、調査対象の法人は県で抽出し、法人の名寄せはデータで受託者に提供する。

④ Webアンケートフォームの作成

オンラインによる回答ができるよう、アンケートフォームを作成すること。

②の(イ)アンケート趣旨説明用紙にアンケートフォームのQRコードやURLを明示し、オン

ラインによる回答を誘導する。

⑤ 調査票の回収

調査票の発送後1月程度の回答期間を設けること。郵送による場合は、料金受取人払により回収する。郵送による回収期限及びWebアンケートの回答期限は別途協議のうえ決定する。

⑥ アンケート調査結果の集計・分析

郵送及びWebで回答のあったアンケートについて、以下により集計・分析を行うこと。

(ア) 単純集計

調査票の全設問について、回答内容の集計を行う。

(イ) クロス集計

従業者数、資本金等の法人の属性等とのクロス集計を行う。なお、具体的な方法は別途県と協議する。

(ウ) 分析

(ア) 及び (イ) の集計結果を基に回答内容の分析を行うこと。

(3) 森林環境税に関する広報

- ・各種広報媒体を通じて、税の認知度向上と、森林環境保全の普及啓発を図るための広報を実施すること。
- ・写真や動画、イラスト等を活用するなどして、多くの方にわかりやすく伝える内容とする。
- ・実施する広報内容の詳細については、提案をもとに別途協議のうえ決定する。

① 新聞広告

- ・税の概要や、税を活用した取組事例の紹介、(2)の法人アンケートの実施を告知する内容として、高知新聞に全5段モノクロ広告を1回掲載すること。
- ・掲載時期は7月上旬とする。

② デジタル広告

- ・高知県の人口構成やインターネット利用率を考慮し、県民に広く、かつ深く浸透するよう、インプレッション数やリーチ数、フリークエンシー（接触頻度）等の目標数値を設定し提案すること。なお、インプレッション数については、合計200万回以上とする。
- ・実施したデジタル広告について、インプレッション数やリーチ数、視聴者の属性（年齢、性別、時間帯等）等の数値を集計・分析し、実施内容の総合的な評価や次年度に向けた改善策を盛り込んだ効果測定レポートを作成すること。

(ア) SNS 広告

- ・税の概要や、税を活用した取組を紹介する内容とすること。
- ・幅広い年齢層の県民へ周知できる広告媒体を提案し実施すること。
- ・配信時期は7月上旬に開始する。

(イ) YouTube 広告

- ・税の活用事例（例：森林保全ボランティア活動の様子、森林環境学習の様子、県産木材を活用した施設の様子等）を素材として活用し、単なる記録映像ではなく、視聴者の共感や関心と呼ぶストーリー性や視覚効果を持たせた内容とすること。
- ・より多くの視聴に結び付けるため、没入感のある動画構成、特に冒頭の5秒で視聴者を引き付ける工夫を凝らし作成を行うこと。
- ・動画の長さは30秒（スキップ可）とし、フルハイビジョン以上の解像度で作成すること。

- ・撮影場所（税の活用事例）については、提案をもとに別途協議のうえ決定する。
- ・配信時期は10月に開始する。

（4）報告書の作成

- ・（1）の座談会で作られた意見及び議事録の要約、実施状況、座談会アンケート回答の集計・分析結果、（2）の法人アンケート回答の集計・分析結果、（3）の森林環境税に関する広報の実施結果やレポートを記載した報告書を提出すること。なお、（2）の報告書は令和4年度に実施した委託業務の別紙成果品と同様の内容を想定している。
- ・中間報告として、（1）の座談会で作られた意見、議事録の要約、座談会アンケート回答の集計結果、（2）の法人アンケート回答の集計結果を12月末までに提出すること。

5 事業計画書

契約締結後、1週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

6 成果物

成果物として、以下のとおり提出すること。なお、（1）及び（2）をセットにし、製本1部とWordなどの電子ファイル（CD-R又はDVDなど（Windows版））1式を納品すること。

※電子ファイルはウイルスチェックを実施しておくこと。

- （1）4の（4）で作成した報告書
- （2）当委託業務において広報・PRのため製作した素材一式（ノベルティグッズなどの作成の残部があれば残部全てを提出すること）

7 その他

- （1）委託業務の詳細は、上記のほか、県と別途協議・調整のうえ決定する。
- （2）委託業務の実施において、物品を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- （3）この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ決定するものとする。
- （4）委託業務の実施において、やむを得ず再委託する場合は、県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。